

## 飛驒市会計年度任用職員の任用手続等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項の規定に基づき採用される職員（以下「会計年度任用職員」という。）の任用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(任用)

第2条 会計年度任用職員は、法第22条の2第1項の規定に基づき、選考により任命権者が任用する。

2 会計年度任用職員の任用の手続及び選考の方法は、任命権者が別に定める。

3 選考は、公募によることとする。

4 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、公募によらないことができる。

(1) 能力の実証を会計年度任用職員としての従前の実績に基づき行うことができると任命権者が認める場合

(2) 職務の性質上、公募により難いと任命権者が認める場合

5 前項第1号による公募によらない任用（以下「公募によらない再度任用」という。）は、2回を上限とする。

6 公募によらない再度任用は、次に掲げる要件を全て満たす者に限り認めるものとする。

(1) 第4項第1号の規定による能力の実証の結果が良好であること。

(2) 当該任用を行う職と職務の内容が同一である前年度に設置されていた会計年度任用の職に任命されていた者であること。

(3) 休職及び欠勤の日数が、原則として任期中に所定の勤務日数又は勤務時間の2分の1に達していないこと。ただし、傷病を原因とする欠勤（公務災害等の認定を受けた欠勤を除く。）及び法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされた者について、任期満了時においておおむね3月以内に回復する見込みがあり、かつ、それ以降良好に勤務することが可能であると任命権者が認める場合は、この限りでない。

(4) 前年度において法第29条及び飛驒市職員の懲戒の手続及び効果に関する条

例（平成16年飛驒市条例第44号）に規定する懲戒処分を受けていないこと。

（任期）

第3条 会計年度任用職員の任期は、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で任命権者が定める。

2 任命権者は、会計年度任用職員の任期が前項に規定する期間に満たない場合には、当該会計年度任用職員の勤務実績を考慮した上で、当該期間の範囲内において、その任期を更新できる。

（条件付採用の期間の延長）

第4条 会計年度任用職員が条件付採用の期間の1月間において実際に勤務した日数が15日に満たない場合においては、その日数が15日に達するまでその条件付採用の期間を延長するものとする。ただし、当該職員の任期を超えることとなる場合においては、この限りでない。

（補則）

第5条 この規則に定めるもののほか、会計年度任用職員の任用等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）による改正前の法第22条第5項の規定及び飛驒市臨時職員の雇用、労働条件等に関する要綱（平成17年飛驒市訓令第2号）の規定に基づき設置された職については、第2条第6項第2号に規定する前年度に設置されていた会計年度任用の職とみなす。